

建設工事登録事業者各位

吹田市総務部契約検査室

工事における市内事業者の活用等について

本市では建設工事の発注にあたりまして、本市経済の活性化及び地元事業者の育成の観点から、市内事業者への優先発注に努めております。

建設工事登録事業者各位におかれましては、このような本市の考え方についてご理解とご協力をいただき、本市発注の建設工事の施工に際し、下記事項についてご配慮くださいますようお願いいたします。

記

1 下請けへの市内事業者の活用について

本市発注工事の施工に際し、工事の一部を下請発注する場合は、できる限り市内事業者を活用するよう努めてください。

2 下請契約の適正な履行について

下請契約に際しては、適正な価格で契約し、また下請代金は適正な期間内に支払う等建設業法等の関係法令を遵守してください。

3 建設資材、機械の購入又はリース並びに物品等の購入における市内事業者の活用について

建設資材や機械を購入又はリースをする場合並びに物品等を購入する場合は、できる限り市内事業者を活用するよう努めてください。